

## これまでに審議会で合意された事項

平成 29 年 6 月 27 日

### 総論

#### (時間軸)

- 中長期的な観点から、将来の休眠預金発生額を捉えつつ、検討していくことが重要。

#### (「基本原則」の策定)

- 審議に際しての判断の一貫性を確保し、議論を積み上げていくため、立ち返るべき「基本原則」を策定する。

#### (ケーススタディを活用した理念の具体化)

- 法律の「基本理念」の具体化に際しては、ヒアリング等を実施する等ケーススタディを積み上げつつ、基本理念や原則の議論に反映させ、内容をしっかり詰めていく。

### 1. 法の基本理念の具体化

#### (1) 行政では対応困難な社会課題の解決を図る民間公益活動の促進

(法第 16 条第 1 項関連)

##### (行政の肩代わりの禁止)

- 公的財源の不足を単に埋めるために休眠預金を活用しない。

#### (2) 自立した担い手の育成、資金を調達できる環境の整備 (法第 16 条第

2 項関連)

##### (非資金的支援の重要性)

- 指定活用団体や資金分配団体には、資金的援助のみならず、プロボノの活用も含め、経営支援・伴走支援といった非資金的支援を実施できる能力が必要。

### **(3) 多様な意見の適切な反映、透明性の確保** (法第16条第3項関連)

#### **(透明性確保や情報開示の徹底)**

- 預金者のみならず、国民に対して開かれたシステムを構築するため、審査プロセスのみならず休眠預金活用サイクル全体を通じた透明性確保や情報開示を徹底する。

#### **(本来事業との両立)**

- 事業の優良性とガバナンス、コンプライアンスの確保双方を追求し、両立できる制度設計を進める。

### **(5) 複数年度助成等、革新的な手法の開発を促進するための成果に係る目標に着目した助成等、民間の創意と工夫が十分発揮されるよう配慮** (法第16条第5項関連)

#### **(解決手法の柔軟性・自由度の確保)**

- 成果志向の資金供給を推進し、民間の創意工夫を最大限引き出すため、過度な公平性・一律性、縦割り、単年度主義から脱却するなど、解決手法の柔軟性・自由度を確保する。

#### **(リスクテイク)**

- 社会の変革や新たな課題解決手法を生み出すチャレンジを支援するため、一定のリスクを許容するとともにモニタリングを行う。

## **2. 休眠預金活用により優先的に解決すべき社会課題**

#### **(活用対象の多様性への配慮)**

- 活用対象として、短期間で解決できる分野や数値化された成果が出やすい分野に偏ることなく、解決に時間を要する分野、定量的な成果が出にくい分野、社会課題と認識されていないゆえに対応が遅れている分野にも活用すべき。評価に際してはこの点も考慮すべき。

### **3. 指定活用団体に求められる機能、ガバナンス/コンプライアンス体制**

### **5. 資金分配団体に求められる機能、ガバナンス/コンプライアンス体制**

#### **(相互主体的な関係性の構築)**

- 指定活用団体、資金分配団体、現場の団体の関係は、管理的・統制的な一方的関係ではなく、現場のニーズや提案を柔軟に受け止め、制度の改善につなげる「相互主体的な関係性」を構築する。

#### **(コンプライアンスの実効性担保)**

- 指定活用団体や資金分配団体のコンプライアンス確保については、従来のような「アリバイづくり」の書類作成は行わず、コンプライアンスを仕事や組織の中に溶け込ませる仕組みを構築する。
- ガバナンスについては、過剰なものとならないよう留意しつつ、団体のミッション遂行に相応したものとなるよう設計するとともに、コンプライアンスも実のある仕組みにする。

### **6. 資金の活用の成果に係る評価の在り方と成果に係る目標に着目した助成・貸付・出資など、革新的な手法の開発の促進**

#### **(全行程において評価を実施)**

- 評価については、事業終了後のみならず、公募の段階から事業過程も含めて全てのプロセスにおいて実施する。